

令和6年度害虫駆除消毒業務委託仕様書

1 委託内容

- (1) 件名 令和6年度害虫駆除消毒業務委託
- (2) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (3) 業務場所 門真市内一円
 - ① 発注者が指定した場所において、薬剤（殺虫剤を含む）を使用し害虫駆除を行う。
 - ② 発注者が指定した場所において、薬剤を使用し消毒作業を行う。
 - ③ 以下、害虫駆除及び消毒作業のことを「薬剤散布」という。

2 契約条件

- (1) 作業の対象及び種別ごとの単価契約とする。
- (2) 予定数量については、年間120件とする。

※追加分を含む

なお、契約単価は契約期間において変動しないものとする。

3 業務内容

発注者は、受注者に対して、衛生害虫等の発生場所やその内容等を「害虫駆除等依頼申請書」（別紙1）及び「害虫駆除等依頼書」（別紙2）において、業務依頼を行う。

ただし、緊急時やむを得ない事情がある場合は、業務依頼を口頭で行うことが出来るものとする。この場合においては、既に実施した依頼内容を上記「別紙1及び別紙2」に記載し、速やかにこれを受注者に交付するものとする。

受注者は、業務受託後速やかに申請者と処理日時の調整を行い、駆除等作業を行うこととする。

なお、受注者は下記の事項を遵守すること。

《遵守事項》

- ① 原則、申請者立会いのもとで、作業をおこなうこと。
- ② 作業の実施に当たり、建物その他の物件等の汚損が避けられない場合は、事前に依頼者と協議すること。

- ③ 散薬剤布作業中については、通行人や周辺の生活環境等に注意を払い、散布による事故のないよう努めること。
- ④ 本業務を履行するにあたり、「薬事法」その他の関係法令を遵守すること。
- ⑤ 薬剤散布については、安全確保の観点から、原則2名以上の作業員で行うこと。
- ⑥ 薬剤散布する際は、周辺住民の健康被害等が生じないように十分留意すること。

4 業務別内容

(1) 一般害虫駆除

蚊類・ハエ類・ゴキブリ類・毛虫類・その他市が害虫と認めるもの。

① 主な場所

害虫駆除等の対象場所は、原則として自治会等からの申請区域・学校等（幼稚園、保育所を含む）・道路管理区域（側溝・路地・水路・暗渠等）・公園・その他公的施設等。

※特別な理由がない限り、私有地等の薬剤散布は行わない。

② 使用器具

- ・動力噴霧器
- ・肩掛け噴霧器等

(2) ハチ類

① スズメバチ・ミツバチ・アシナガバチ等

② 散布場所は公園など公共管理地

③ 使用器具

- 専用殺虫剤 掃除機など

④ 留意点

・営巣場所の現地確認後、高所など作業が困難な場合は、発注者に報告し別途協議すること。

・作業中は、周辺住民及び通行人等に危害が及ばないように努めること。

・作業終了後、巣除去後の「戻りバチ」など、ハチ類の習性やその対処の方法について依頼者に説明を行うこと。

・駆除後のハチ及び空巣・営巣は持ち帰って処分すること。

(3) 消毒作業

① 主な消毒箇所

- ・道路、側溝、路地など公共的敷地や管理地。
- ・発注者が指定したところ。
- ・※特別な理由がない限り私有地の消毒は行わない。

② 使用車両等

- ・軽四貨物車
- ・動力噴霧器
- ・肩掛け噴霧器等

③ 単価内訳

- ・車両1台につき、従事者2名
- ・半日による単価契約とする。

※半日は、午前9時から正午まで ※午後1時から午後4時まで
とする。

④ 大規模な消毒作業の場合は発注者と協議の後に作業を実施し、1日単価を定める。

⑤ 発注者は、受注者に対して、浸水被害場所や内容などを消毒依頼伝票に記載し、受注者は、業務受託後速やかに消毒作業を行うこと。

(4) 委託料等の内訳

① 委託料等の内訳については、別紙3「委託内訳表」のとおりとする。

② 薬剤散布の適用範囲（面積）は30㎡を1件とし、それ以上については追加分とする。

③ マンホール等の開閉箇所については5箇所を基本30㎡と同等とし、追加分についても同じとする。（会所等については3箇所をマンホール1個分とみなす）

④ 樹木等に係る適用面積は30㎡以内を1件とし、それ以上は追加分とする。

⑤ マンホール・会所・マス蓋等の散布については管理者の許可を得てからの薬剤散布とする。許可については発注者が行い、受注者へ知らせるものとする。

⑥ 下水道管理者・道路管理者等の立ち合いが必要な場合は、発注者より受注者へ事前に知らせることとする。

(5) 補給水

① 薬剤に係る希釈等の補給水については、その補給に関しては以下の場所で補給が出来るものとする。

薬剤等を希釈する目的での補給水に限り無償とする。

② 補給場所

・門真市クリーンセンター敷地内 清掃車両車庫付近

※門真市深田町19番5号

(6) 費用の負担

業務に使用する薬剤、機材、車両にかかる費用の負担は全て受注者の負担とする。

(7) 服務規律

① 受注者の責任者は、常に作業員に対して業務の履行に必要な教育及び指導を行うこと。

② 作業員は、業務に係る履行場所において、言動、その他に十分な注意を払うこと。

③ 本業務を履行する際は、作業員については、所定の制服・名札を着用させ、常時身分証明書を携帯し、提示を求められた場合は提示すること。

④ 本業務に使用する車両の側面に、発注者から委託された業務に従事している車両であることの表示を行うこと。

(8) 業務完了報告書

① 1件の業務が完了したときは、受注者は申請者から「害虫駆除等完了届出書 ※薬剤散布等完了確認署名欄」(別紙4)に署名してもらい、当該届出書を速やかに発注者へ提出すること。

② 受注者は、その月の業務が完了したときは、「害虫駆除等業務完了報告書(月別)」(別紙5)に必要事項を記載し、翌月の10日までに発注者に提出するものとする。

(9) 委託料の支払い

① 委託料の支払いについては、その月の1ヶ月分の業務実績をまとめて翌月末

までに支払うものとする。

② 支払方法は1ヶ月単位の完了払いとする。

(10) 再委託の禁止

受注者は、受託した業務の全部又は、一部の処理を第三者に委託又は請け負わせてはならない。

(11) その他

① 薬剤散布作業は、発注者により依頼を受け速やかに処理をおこなうこと。

② 車両の運転については、交通規則を遵守し、安全運転に努めること。

③ 気象状況や交通量が多く、作業が困難な場合は、発注者の指示に従うこと。

④ この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、発注者・受注者が協議して定める。

⑤ 受注者が、車両の運転業務及び害虫等の薬剤散布作業中、第三者の人体、物件に被害や損害を与えたときは、受注者は誠意をもって速やかに処理解決にあたるものとし、発注者は一切の責任を負わない。